

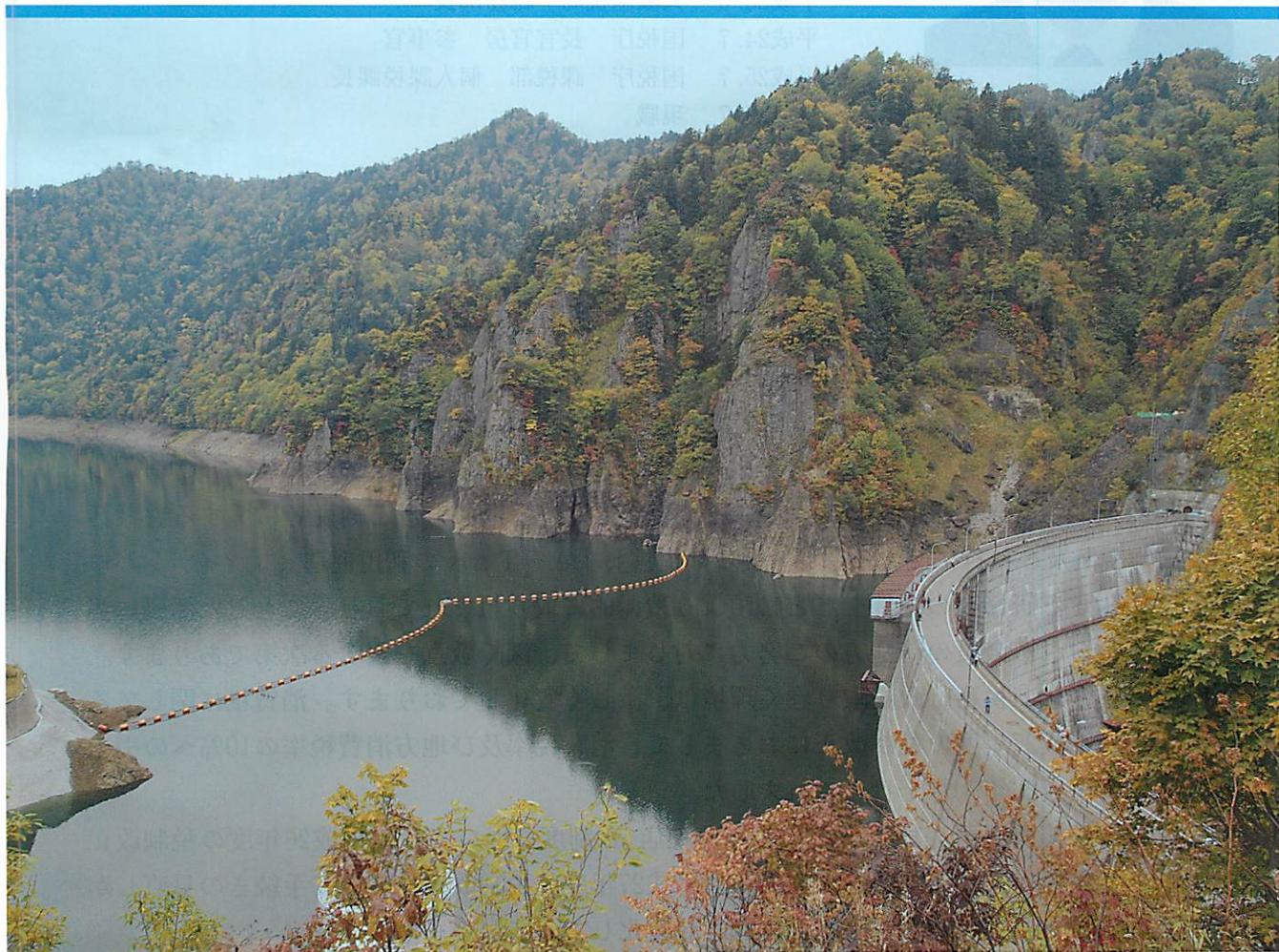
No.71

北間連だより

平成27年9月15日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの 間税会



定山渓：豊平峡ダム

《主要目次》

- | | | | |
|--------------------------|-----|---------------------|-------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ | 2 | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望 | 7～8 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 | 3 | ●活動だより等 | 9～10 |
| ●北間連第42回通常総会等 | 4～5 | ●（国税広報） | 11～12 |
| ●平成27年度「消費税等に関するアンケート調査」 | 6 | | |

着任あいさつ



札幌国税局長

田 中 光 史

出身地 福島県

略歴

昭和57.4 国税庁 調査査察部 調査課

平成18.7 大阪国税局 課税第一部長

平成19.7 熊本国税局 総務部長

平成20.7 法務省 大臣官房 司法法制部 審査監督課長

平成22.7 国税庁 長官官房 広報広聴官

平成23.3 大阪国税局 総務部長

平成24.7 国税庁 長官官房 参事官

平成25.7 国税庁 課税部 個人課税課長

平成27.7 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました田中でございます。

北海道間税会連合会の皆様方には、日ごろから消費税をはじめとする間接税はもとより税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

私は、北海道の勤務は初めてとなります、雄大な自然と人情味豊かな北海道で勤務させていただく機会を得ましたことを大変嬉しく、また光栄に思っております。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税の適正な申告と納税等に関する啓蒙活動」、「税制及び執行に関する意見・要望の提言」、「e-Tax の利用促進」、「マイナンバー制度に関する研修会の開催」など日頃より積極的に取り組まれており、こうした活動に当たっておられる会員の皆様方のご努力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、昨今の税務行政を取り巻く環境は、激しく変化しております。消費税に関してみると、平成27年度の税制改正におきまして、消費税率及び地方消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日とされました。

また、輸出物品販売場（いわゆる「免税店」）制度については、平成26年度の税制改正において免税対象物品の範囲の拡大が、平成27年度の税制改正において手続きの見直しがなされるなど、社会及び経済状況に合わせ変化してきております。

更には、本年10月からは、社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）の番号通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野での利用が開始されることとなっております。

私どもといたしましても、消費税の転嫁対策と併せて、引き続き、広報・相談・指導といった施策に取り組んでまいりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

国税局幹部のご紹介

(敬称略)

おかの
岡野 泰大札幌国税局
課税第二部長

出身地 神奈川県

略歴 平成8.4 国税庁 調査査察部 調査課
 平成16.7 大阪国税局 調査第一部 國際情報課長
 平成18.7 財務省 主税局 参事官補佐 兼 外務省 國際法局
 平成20.7 仙台国税局 総務部 総務課長
 平成21.6 外務省 在ニューヨーク日本国総領事館 領事
 平成24.7 財務省 主税局 参事官補佐
 平成26.7 国税庁 課税部 法人課税課 課長補佐
 平成27.7 現職

さがらふみお
相良二三男札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道

略歴 昭和55.4 札幌国税局 総務部 総務課
 平成20.7 葛飾税務署 副署長
 平成22.7 札幌北税務署 特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)
 平成23.7 札幌国税局 調査査察部 調査第2部門 統括国税調査官
 平成24.7 網走税務署長
 平成25.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
 平成26.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課長
 平成27.7 現職

すみ
鷺見 直人札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道

略歴 昭和55.4 札幌国税局 総務部 総務課
 平成17.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 主査
 平成18.7 札幌国税局 総務部 総務課 税務情報専門官
 平成19.7 江差税務署 総務課長
 平成20.7 札幌国税局 総務部 人事第1課 課長補佐
 平成23.7 川越税務署 副署長
 平成25.7 札幌国税局 総務部 税理士監理官
 平成27.7 現職

はしだて
橋立 庄平札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道

略歴 昭和63.4 札幌国税局 総務部 総務課
 平成18.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 審査企画係長
 平成19.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 監理第2係長
 平成21.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 審査指導係長
 平成22.7 東京国税局 課税第二部 資料調査第一課 主査
 平成24.7 札幌国税局 課税第二部 資料調査課 審理専門官
 平成25.7 旭川東税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
 平成27.7 現職

やまだ
山田 祐子札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 北海道

略歴 平成3.4 札幌国税局 総務部 総務課
 平成16.7 釧路税務署 個人課税第3部門 国税調査官
 平成18.7 札幌国税局 総務部 事務管理課 主任
 平成21.7 札幌中税務署 法人課税第1部門 国税調査官
 平成24.7 室蘭税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官
 平成25.7 札幌南税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
 平成27.7 現職

→第42回 通常総会開催される←

=組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を!=

去る6月1日（月）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から川上課税第二部長はじめ局幹部の皆様、また全間連から吉田専務理事らをご来賓にお迎えし、北間連第42回通常総会が開催された。開会に当たって高橋会長から「組織拡大・財政基盤の強化を図り提言力・存在感のある会活動を展開するとともに、消費税完納に向けた各種施策の推進等に一層のご協力をお願いしたい」旨挨拶があった。議事審議は鷲尾副会長議長のもと進められ、全議案満場一致で承認可決された。また議事審議終了後、川上課税第二部長並びに吉田全間連専務理事のご祝辞をいただき、閉会となった。（以下議事審議事項抜粋掲載）



■ 第1号議案「平成26年度事業報告」

1 組織関係

(1) 会員数状況（平成27年4月1日現在）

北間連	4,719名（前年比41名減）
青年・女性部会	636名（前年比3名増）

(2) 全間連モデル会指定

岩見沢間税会（平成26年9月～28年9月まで）

2 事業等活動関係

(1)会議等実施状況、(2)消費税に関する啓蒙活動、(3)e-Taxの利用推進への取り組み、(4)税務関係団体との連携協調、(5)税制関係（消費税等アンケート・提言活動）、(6)広報活動などについて

【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	8,939	次期繰越金	9,940
一般会計から繰入	1,000		
雑収入	1		
合計	9,940	合計	9,940

2 平成26年度剰余金処分

（単位未満四捨五入）

区分	金額（千円）
単会へ返金	2,380
一般会計へ（次期繰越金として）	2,700

■ 第3号議案「平成27年度事業計画」

〈基本方針〉

- ①消費税の一層の定着と適正な申告と納税の啓蒙活動の推進。
- ②会員増強・財政基盤の強化のもと、提言力・存在感のある会活動の推進。

1 組織の拡大

(1) 会員の加入拡大等

全間連から提示された増員目標「平成26年4月以降3年間で35%増」の趣旨を十分に踏まえ、会員増強・財政基盤の強化に努める。

(2) 青年部会・女性部会の既存部会の活性化等

後継者の育成、既存部会の活性化等に努める。

2 事業活動の推進

(1) 会議等予定（平成27年4月～28年3月：主たるもの）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	4,011	人件費	4,093
会費収入	14,280	福利厚生費	555
広告料収入	0	事業費	2,454
臨時会費収入	479	会議費	844
雑収入	206	旅費交通費	2,559
		事務所関係費	972
		通信印刷費等	750
		部会助成金	195
		本部負担金	1,265
		雑費	209
		剰余金	5,080
合計	18,976	合計	18,976

月 日	会議等
4.22 (水)	正副会長・部会長会議
5.20 (水)	税制委員会
6. 1 (月)	北間連第42回通常総会
"	青年部会33回・女性部会29回通常総会
6.18 木	事務担当者会議
8.19 (水)	正副会長・部会長会議
11.未定	全道青年・女性部会長会議（下記（注）参照）
"	税團協主催「国税局長講演会等」（下記（注）参照）
1.27 (水)	全道会長会議、常任理事会
"	納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会

上記のほか、税團協・協議会、全間連会議等に関係者出席。
 （注）6月1日の総会では未定であったが、その後、11月12日（木）
 に開催されることとなった。

- (2) 消費税に関する啓蒙活動（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアーファイルの活用、消費税備蓄預金への取り組み等）
- (3) e-Tax 利用促進への取り組み
- (4) 税務関係団体との連携・協調（税團協協議会等）
- (5) 税制関係（アンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）
- (6) 広報関係（会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施）
- (7) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進



第4号議案「平成27年度収支予算」

1 【一般会計】（平成27.4～28.3）

単位：千円（単位未満四捨五入）

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
前期繰越金	2,700	人件費	4,128
会費収入	14,157	福利厚生費	570
広告料収入	50	事業費	2,580
臨時会費収入	520	会議費	1,000
雑収入	100	旅費交通費	3,080
		事務所関係費	1,010
		通信印刷費等	820
		部会助成金	310
		本部負担金	1,320
		雑費	250
		予備費	2,459
合計	17,527	合計	17,527

2 【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

前期繰越金	9,940
計	9,940

第5号議案「役員補充選任」

単会の役員変更等により、下表のとおり役員の補充選任が行われた。

単会役職	氏名	北間連役職	摘要
札幌西間税会 青年部会長	齊藤 淳一	常任理事・総務委員 青年部会・副部会長	旧役員 石井國夫
岩見沢間税会 副会長	北澤 治雄	常任理事・広報委員	旧役員 —
深川間税会 女性部会長	宮岸 雅子	理事 女性部会・委員	旧役員 片山富恵

北間連青年部会第33回・女性部会第29回通常総会開催される

北間連第42回通常総会に先立ち青年部会第33回及び女性部会第29回通常総会が開催された。水野女性部会長挨拶の後、依田青年部会長議長のもと26年度事業報告・収支決算等、27年度事業計画・収支予算案が審議され何れも承認可決された。また、単会の青年部会・女性部会の役員の変更等にともない、北間連青年部会・女性部会の役員について一部補充選任が行われた。議事審議終了後、ご来賓の札幌国税局・豊田消費税課長からご祝辞をいただき閉会となった。



平成27年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

「回答率74.9%」…皆様のご協力、ありがとうございます。

本年4月、間税会の提言活動の一環として、全間連による「平成27年度消費税等に関するアンケート調査」が行われた。北間連では800件のアンケート調査を行い、599件の回答（回答率74.9%）があった。アンケートの内容は「1. 単一税率に関すること」、「2. 低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）に関すること」の2項目に大別され意見を求めるものであったが、食料品等生活必需品を軽減税率とする「複数税率」が導入された場合、その対象品目の判定、線引きの困難性、あるいは事業者の事務負担増が懸念されることなどから、「単一税率の要望を継続する」という回答が69.8%（前年比4.1ポイント増）を占めるに至っている。アンケートの各設問ごとの回答状況等は以下1、2に記載のとおりである。

1 調査総数等

区分	件数等		前回比(%)
	本年	前回	
調査依頼件数	800	850	100
回答単位会数	30	30	100
回答件数	599	647	92.6
回答率(%)	74.9	76.1	1.2ポイント減

2 調査項目ごとの回答状況

項目	設問	回答件数	構成比(%)
1 「単一税率」に関すること	① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい。	420	69.8
	② 政権与党の方針（導入時期は不明確だが軽減税率の導入が決定）を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい。	98	16.3
	③ 分からない。	68	11.3
	④ その他（ ）	16	2.6
	計	602	100
2 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること	① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい。	257	42.7
	② 軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなど、その対象範囲は極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい。	193	32.1
	③ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	96	16
	④ 分からない。	39	6.5
	⑤ その他（ ）	16	2.7
	計	601	100



*全道30単位会全てから回答があった。

また、本年の回答件数599件の男女別内訳は男492件、女107件（前回・男533件、女114件）となっている。

全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

本年4月に行われた「平成27年度消費税等に関するアンケート調査」及び5月20日（水）開催の「税制委員会」の検討結果等を踏まえ、下記の通り「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を取りまとめ、去る6月10日（水）、全間連に提出。（全間連では全国の「意見・要望」を取りまとめ、「税制及び執行に関する要望書」を財務省、自由民主党政務調査会等の税制当局に提出予定。）

区分	意見・要望	理由（又は説明）
1. 歳出に関する事項	更なる行財政改革の断行と税の使途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。	特殊法人等既存組織の見直しや、これらに関わる税の使われ方（無駄使い）の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展しないなど、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の使途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。
2. 執行に関する事項	消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること	①消費税は国税収入の中で一番大きな税目になるなど、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。 ②消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりかねない。 ③国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、消費税率が引き上げられたことにより今後更に増加することが懸念される。
3. 消費税に関する事項	(1)消費税率引き上げについて 消費税率引き上げの実施は行財政改革等の徹底を図り、経済状況を十分見極めて実施すること。	消費税率引き上げの実施に当たっては、更なる行財政改革の徹底、経費の削減等無くして国民の理解は得られない。 また、平成29年4月に予定されている消費税率の10%への引き上げに当たっては「景気判断条項」が削除されているが、税率引き上げによる購買力の低下など景気の冷え込み（腰折れ）も懸念されることから、「景気判断条項」の有無にかかわらず、国民各層が「景気が本当に良くなった」と実感できる経済状況にあるのかなどを慎重に検討し、税率引き上げの可否を判断すべきである。
	(2)税率について 単一税率を維持すべきである。	食料品等生活必需品の軽減税率、高級・奢侈品等への割増税率などの意見も多いが、次の諸点から単一税率を維持すべきである。 ①複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の大きな阻害要因となる。 ②軽減税率の対象品目を生活必需品に限定するとしても、「生活必需品」の概念をどのように捉えるのかという問題があり、加えて生活必需品等税率を異にする対象物品を合理的な基準で区分することは困難である。 ③軽減税率は多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、区分経理事務の発生、簡易課税の經理事務の

北 間 連 だ よ り

区 分	意見・要望	理由（又は説明）
		<p>複雑化、申告事務の手間といった負担が増加する。</p> <p>④消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用品目の判断基準の困難性に加え恣意性も入ることなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。</p> <p>⑤軽減税率は、高所得者ほど受ける利益が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど逆進性の緩和という政策効果は薄く、一方では膨大な税収を失うことになる。</p> <p>⑥軽減税率はインボイス方式（請求書等に適用税率・税額を明示する制度）の導入が必要となり、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。</p>
	<p>(3)逆進性対策について</p> <p>①「給付付き税額控除制度」を導入すべきである。</p> <p>②給付付き税額控除制度の控除額（給付額）に遅減制度を導入する。</p>	<p>①複数税率導入は政策効果が薄くデメリットが多いため、今後とも「単一税率」を維持していく必要がある。この場合、低所得者への逆進性緩和策は「給付付き税額控除制度」の導入により対応すべきである。</p> <p>そのためには納税者の所得の把握が不可欠であるが、平成25年5月24日に共通番号制度法（マイナンバー法）が成立し、平成28年1月から運用が開始されることとされており、今後、所得の補足等の環境が整備されて行くことから、「給付付き税額控除制度」の早期導入を強く主張（提言）していく必要がある。</p> <p>②低所得者の判断基準となる所得額を例えば200万円以下の所得層と200万円超から250万円以下の所得層の2段階程度の基準を設け、200万円超から250万円以下の所得層に対しては200万以下の所得層より遅減した控除額（給付額）とするなどの措置を取り、低所得者としての判断基準額（所得額）のボーダーライン付近の所得者層の均衡を図るべきである。</p>
	<p>(4)個別間接税と消費税の併課について</p> <p>揮発油税等と消費税との併課を解消すべきである。</p>	<p>揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出されるときの商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。</p>
	(5)印紙税の課税文書の見直し	<p>IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であり、今後、印紙税法の廃止を含めた抜本的な検討が必要である。</p>

活動だより

◆野球観戦 — 札幌北間税会青年部会・女性部会

7月11日（土）、札幌ドームでファイターズ対ライオンズの野球観戦を行いました。男女合わせて30名の参加となりましたが、当日は観戦者全員にファイターズレプリカユニフォームのプレゼントもあり、球場は超満員、参加した会員さんも思わずプレゼントに大喜び!!

プレゼントされたユニフォームを早速着用し、熱く応援。その甲斐もあり、ファイターズは8対7でライオンズを下し見事勝利。会員皆様の親睦が深まった研修会となりました。



◆セミナー・税務相談と委嘱状交付 — 札幌南間税会

(セミナー・税務相談)

6月16日（火）、永浜クロス（株）会議室において「知っておくべきマイナンバー制度」と題したセミナーが開催されました。札幌南税務署の穴澤靖副署長を講師にお迎えし、「マイナンバーとは？」に始まり、「企業としてどのような対応が必要なのか」など、マイナンバーについて知っておくべきポイントを分かり易く説明いただきました。当日の参加は43名と関心の高さがうかがわれ、また、勉強熱心な質問も相次ぐなど盛会裏に終了しました。セミナー終了後、「税務何でも相談コーナー」が開設され、当間税会顧問税理士の横山知明税理士に対応していただきました。(委嘱状交付)



また、8月6日（木）には顧問税理士への委嘱状交付が行われました。これは会員に対する税務申告相談等の便宜性など組織の充実・活性化を図る見地から、北海道税理士会札幌南支部のご協力のもと、平成17年度に顧問税理士の派遣制度（委嘱期間2年）を導入しており、その委嘱期間を更新するため、今期で5回目の委嘱状の交付となりましたが、今後一層の効果的な活用が期待されるところです。



◆パークゴルフとさくらんぼ狩り — 札幌西間税会

7月22日（水）、石狩市望来にある海風のさわやかな「シーサイドみなくるパークゴルフ場」で親睦パークゴルフと浜益きむら果樹園でのさくらんぼ狩り・パー

ベキュー懇談会が開催されました。前日は大雨、当日の予報も一日中傘マーク。前日から「開催するの？」の問い合わせの中、



それでも決行。会場に着いた時には今にも降り出しそうなどんよりとした雲行き、雨降りを覚悟してのスタートとなつたが、最後の写真撮影まで不思議と雨に遭わなかった。パークゴルフ場を出発した途端、降りだした雨の中、きむら果樹園にも予定通り到着。100年以上の歴史を誇る人里離れた山間の開放感あふれるさくらんぼ農園は、半分ほどビニールが掛かっていて雨の中でも十分に楽しめる会場だ。「佐藤錦」もうまいが、「南陽」という大粒のさくらんぼの味は格別。遠路はるばるやって来ても、その価値は十分あり、おつりが来るほどだ。そして「北海道料理宮之森」から持ち込んだ特製の肉は、ロケーションも相まって味は最高。参加者からは「素晴らしい、美味しい」と笑顔の大合唱。久々に福岡名産顧問も参加していただき華を添えてもらった。雨の降り続いた一日だったが、賑やかで思い出残る楽しい日となり、幹事の無事終わった安堵の笑顔がとても印象的だった。

◆函館港まつり(いか踊り)に参加

—函館間税会

8月3日（月）、函館間税会は他の税務関係団体との合同による「e-Tax協力隊」を結成し、函館港まつりの“いか踊り”に参加しました。当日はイータ君やミッキーマウスも登場し、総勢300余名が飛び、跳ね、そして勢いよく走り、踊りとは程遠い圧巻な乱舞となり、沿道の観衆を魅了しました。また、山車の上からは「e-Taxで適正申告を！」と呼びかけるなど、間税会等税務関係団体の活動、存在を大いにアピールする“いか踊り”となりました。



消費税は期限内に完納を！

消費税は現在国税収入の中で一番大きな税目になるなど、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて重要なことである。全間連の最重点施策の一つとして「消費税完納運動の更なる推進」が掲げられ、研修会、説明会等、消費税の啓発活動等の拡充に努めることとされているが、その取り組み状況の一部を紹介します。

「消費税期限内完納推進宣言」の実施

本年1月、賀詞交歓会において「消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組む」旨を表明した宣言を行い、高橋会長（写真右）から大久保札幌国税局長に手交された。



消費税完納のリーフレット作成

網走間税会と網走地区納貯連は先般、消費税完納運動の一環として「消費税期限内完納周知リーフレット」を作成し、各会員に配布するほか、網走税務署管内の金融機関に対して店舗内への備え置きをお願いするなど、消費税期限内完納定着化への協力を要請した。また、この取り組みは地元新聞にも大きく取り上げられ、消費税完納に向けた更なる意識喚起が図られることとなった。

（リーフレットを作成する取組は北見間税会に次いで道内2番目となるが、北海道間税会連合会が消費税期限内完納の推進を宣言したことを受け、今後も広がりが期待される活動となっている。）



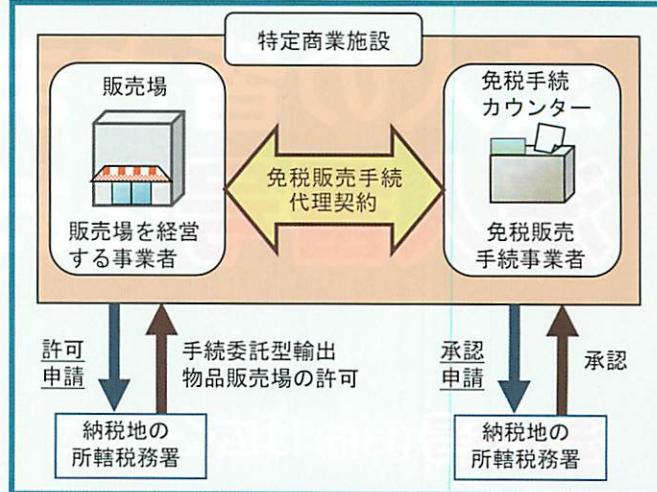
輸出物品販売場制度の改正について

手続委託型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場について、その販売場において免税販売する物品の免税手続（以下、「免税販売手続」といいます。）を免税販売手続を行う事業者に代理させることができる制度が創設されました。

なお、他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者は、その販売場が所在する特定商業施設内に設けた施設設備において免税販売手続を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税手続事業者」となる必要があります。

適用開始時期 平成27年4月1日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請及び同日以後行われる課税資産の譲渡等について適用。



国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

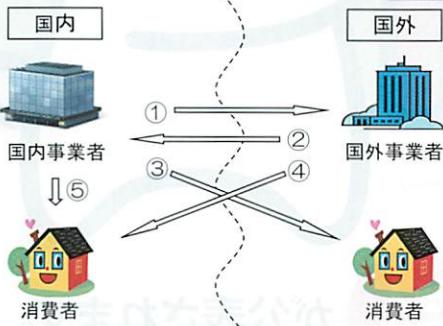
改正の主なポイント

○電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等（個人の場合には住所又は居所、法人の場合には本店又は主たる事務所の所在地をいいます。）」に改正されました。

電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた改正前及び改正後の課税関係は、次のとおりとなります。

※平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。



取引	改正前	改正後
① 国内取引: 課 税	国外取引: 不課税	
② 国外取引: 不課税	国内取引: 課 税	
③ 国内取引: 課 税	国外取引: 不課税	
④ 国外取引: 不課税	国内取引: 課 税	
⑤ 国内取引: 課 税	国内取引: 課 税	

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

源泉所得税事務集中処理センター室の対象署の拡大について

札幌国税局では、源泉所得税事務の一層の効率化を図ることを目的として、「源泉所得税事務集中処理センター室」を設置し、札幌市内の5税務署における納付指導事務のうち、ハガキや電話による納付照会事務の一部について集中処理を行っていましたが、平成27年7月から、管内全30署に拡大し集中処理を行っています。

- 名 称 札幌国税局 源泉所得税事務集中処理センター室（略称：源泉事務センター）
- 所 在 地 札幌市中央区大通西10丁目（札幌第2合同庁舎内）
- 電話番号 0570-055560（ナビダイヤル） 011-207-5901（直通）
- 事務内容 ① 納付照会はがきの発送
② 電話による納付照会（納付照会はがきの回答内容や納付状況等の照会）

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

法人の皆さんに 法人番号をお届けします。

法人番号(13桁)は広く一般に
公表され、どなたでも自由に
ご利用いただけます。

平成27年10月から、
1法人に1つ法人番号を指定し、
「登記上の本店所在地」に
通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は
対象ではありません。



インターネットで **名称** **所在地** **法人番号** が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続をお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの  をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

 国税庁